

平成 20 年度第 1 回 葛飾区入札監視等委員会議事概要

1 日 時 平成 20 年 10 月 1 日（水） 午前 10 時から

2 場 所 葛飾区役所庁議室

3 出席者

委 員 西村孝一委員、轟朝幸委員、鈴木シズエ委員（全員出席）

事務局 寛勲総務部長、駒井亜子契約課長ほか契約課職員 1 名

4 概 要

庶務報告

(1) 委員紹介（敬称略）

西村 孝一	弁護士
轟 朝幸	日本大学理工学部教授・工学博士
鈴木 シズエ	税理士

(2) 葛飾区の契約制度見直しについて

(3) 委員会の運営について

委員長選出 互選により、委員長は西村委員に、委員長職務代理は轟委員に決定した。

議事(1) 平成 20 年度入札契約執行状況（平成 20 年度 8 月末）について

事務局より平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

【主な質疑等】

A 委員 契約方法の区分の基準を確認したい。

事務局 一般競争入札は、予定価格が工事で 4 千万円以上、物品等で 5 百万円以上のもので実施。総合評価競争入札は、2,500 万円以上に適用し、うち 4 千万円以上が総合評価一般競争入札、以下が総合評価指名競争入札となる。公募型指名競争入札は、1 千万円以上 4 千万円未満で、指名競争入札は、1 千万円未満で実施。競争によることができないものは、随意契約となる。

B 委員 指名競争入札の指名基準は、どのようになっているか。

事務局 業者指名要綱に基づき指名をしている。確実な履行を確保するため、例えば、過去に同程度以上の金額の契約を履行していることや技術者の数を確認したり、1 千万円未満の工事の場合は区内業者の指名を原則とするなどとなっている。

B 委員 設計委託や委託の落札率が低すぎるのは、問題があるのではないか。

事務局 委託契約の経費の大部分が人件費であることを考えると、好ましい状況では

ないと認識している。そこで、現在、委託において最低制限価格を導入すべく検討をしており、今年度の総合庁舎総合管理委託において試行をした。

A 委員 低価格での入札は、全てはねるのか。それとも調査を行うのか。

事務局 1 億 5 千万円以上の請負工事については、低入札価格調査制度により調査をし、確実な履行が見込める場合はその事業者と契約する。最低制限価格を設ける案件については、その価格を下回った入札は無効としている。

B 委員 委託において単年度での契約では、企業にとって経営的に不安定になるなどの負担にならないか。複数年度にわたって継続して契約することが必要であると思う。

事務局 清掃や給食調理など、毎年同じ業務を繰り返すような委託は、順次、長期継続契約に切り替えている。

C 委員 委託契約については、継続性も重要であるが、新規参入の確保も大事なこと。様々な業務の種類があり、一律に何年が良いとは言えないので、時間をかけて検討をしてほしい。

事務局 委託契約のあり方については、契約制度見直し検討委員会でも、重要な課題として検討をしているところ。入札監視等委員会の意見を聴きながら、じっくりと検討してまいる。

議事(2) 抽出審議について

事務局より平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日までの間の入札及び契約手続のうち、一般競争入札 2 件、制限付一般競争入札 3 件、総合評価一般競争入札 3 件、随意契約 1 件について説明を行った。

【主な質疑等】

A 委員 予定価格を事前に公表しているが、その考え方を聴きたい。

事務局 予定価格を聞き出そうとする不正な働きかけを防ぐために公表している。しかし事前に公表すると、積算能力のない事業者の参入や最低制限価格を推量しやすい等の弊害もあり、入札制度見直し検討委員会の課題としている。

A 委員 総合評価競争入札は、施工能力評価点と価格点のバランスが重要になる。つまり評価点 1 点が、金額にするといくらに相当するのかといった分析をする必要がある。

事務局 東京都の意見を聴きながら試行を進め、その結果の分析をしながら施工能力評価点のあり方を検討している。更に、事業者の地域貢献度についても評価点に加え、葛飾区に相応しいより良い総合評価競争入札制度をつくっていきたい。来年度の実施に向けて検討をいいていく中で、入札監視等委員会の意見を伺うことを予定している。

B 委員 随意契約の理由について、誰が審査し判断をしているのか。事業者の説明を鵜呑みにしているのではないか。

事務局 当該案件については、主管課の説明を受けて、妥当であると判断した。

A委員 特許や著作権等の問題であれば分かりやすいが、それすらもITの分野ではオープンシステムの導入により解決できつつある。技術的な内容で難しいものは、第三者にチェックしてもらえないのか。

事務局 ITについては、昨年、調達ガイドラインができ、支援業者のチェックを受けているが、この案件の分野については、現在取り組んでいない。

C委員 随意契約の理由の審査、決定過程を整理して、説明ができるようにしてほしい。

事務局 今後も、説明責任を果たせるように、理由の審査に努力していく。

議事(3) 苦情申し立てへの対応状況について

なし

議事(4) 入札及び契約手続等に対する働きかけの状況について

なし